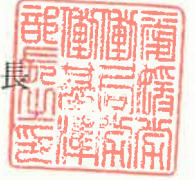




愛媛労基発0501第4号
平成30年5月1日

関係事業主団体等の長 殿

愛媛労働局労働基準部長



建築物に係る石綿の事前調査における主な留意点について

日頃から、労働基準行政の推進につきまして、格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、建築物の石綿等の使用の有無の事前調査については、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）において、建築物の解体・改修等作業を行う際に、事業者によるその実施を義務づけているところですが、今般、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長から別添のとおり、建築物に係る石綿の事前調査における主な留意点として通知があったところです。

つきましては、貴団体におかれましても、この通知の趣旨を御理解いただき、傘下の事業主に対し、周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

